

平成20年12月15日  
農林水産省

## 農業資材審議会種苗分科会の概要について

平成20年12月12日（金曜日）に開催されました農業資材審議会種苗分科会の概要についてお知らせします。

### 1 日時

平成20年12月12日（金曜日）14時～16時まで

### 2 場所

農林水産省三番町共用会議所  
東京都千代田区九段南2-1-5

### 3 出席委員

委員：小池洋男、小竹寿子、土肥一史、野原宏、前島恒夫  
（欠席：篠原温、桃木芳枝）

専門委員：神田美知枝、北宜裕、鬼頭鈞、佐藤光、谷本恵美子、西田宏太郎、  
畠山好雄、増野和彦、宮田増男、山岸順子  
（欠席：近藤聡、宮崎潔、八尋和子）

### 4 会議の概要

(1) 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項の規定に基づき、以下の農林水産植物についての重要な形質を指定することについて諮問が行われ、そのとおりの内容とすることが妥当であると答申された。

(ア) 18の農林水産植物について、UPOV が定める審査基準に準拠して重要な形質の見直しを行う。

(イ) 新たに出願があった農林水産植物について、重要な形質を定める。

(ウ) 2つの農林水産植物について、UPOV の審査基準の改訂等に沿って、重要な形質の改訂を行うほか、その他の農林水産植物について所要の改正を行う。

(2) 東アジア植物品種保護フォーラムの概要と今後の予定について、事務局が報告した。

### 5 委員の主な意見

- ・ 審査期間の短縮等に資するため、国際基準との調和を図る方向に重要な形質の改訂を行うことについて賛成する。
- ・ 病害抵抗性等の環境耐性、国内で育種目標として改良が進められている形質等が重要な形質に入っていない農林水産植物があるので、今後必要があれば迅速な追加を検討してもらいたい。
- ・ 主に日本国内で栽培されており国際的でない植物等について、審査基準を国際基準に適合させることによって、現場の負担が増えたりしないようにしてもらいたい。
- ・ 果樹の収穫時期等は日本と外国で異なる場合があるので、重要な形質に基づく日本の審査基準の策定に当たっては、日本国内の栽培条件に合ったものになるようにしてもらいたい。